

# ～市民ギャラリー使用についてのご案内～

平成 28 年 10 月 1 日現在

北九州芸術劇場では、芸術文化及び地域文化振興のため、市民ギャラリーを無料で貸し出しを行っています。市民のみなさんが気持ちよくギャラリーを使えるようご協力をお願いします。

<b>対象</b>	<b>北九州市を活動の拠点とし、芸術文化活動を行う3名以上の団体 (個展は不可)</b>
<b>展示内容及び出品に関する条件について</b>	<p>(1) 芸術文化及び地域文化の振興に関わる絵画・写真・グラフィックス 立体造形物 等の展示</p> <p>(2) 3名以上の作品を展示し、出品者の半数は北九州市在住、 または北九州市への勤務・通学者であること</p> <p>(3) 次項に挙げる、使用期間・使用時間全てに継続して展示できること</p> <p>(4) 以下の行為は禁止とする</p> <p>営利目的行為 (物品の販売、入場料またはその他の料金の徴収など)、 公序良俗に反するもの。</p>
<b>使用期間 使用時間</b>	<p>(1) 1企画につき水曜日～翌週火曜日の7日間</p> <p>(2) 展示時間：原則午前10時～午後7時（展示準備・片付けを含む） 使用初日（水曜日）は午前10時より搬入、設営が終了次第開場。 使用最終日（火曜日）は午後5時より午後7時の間に撤収、搬出。</p> <p>(3) 同一団体による使用は1年度に1回のみとする</p>
<b>休館日</b>	<b>12月29日～翌年1月3日(ほかに臨時休館日あり)</b>
<b>展示スペース</b>	<p>偶数月の月末にかかる週はギャラリーのスペースを分割し2団体での使用とする</p> <p>※貸出備品は原則全面使用時の半分を貸出</p> <p>※使用月の3ヶ月前頭時点で片側の利用者が不在の場合は、全面利用への変更も可能とする。(例：8月最終週使用→5月頭時点で片側の利用者が不在の場合は全面利用可)</p>
<b>使用料金 その他経費について</b>	<p>(1) 会場および貸し出し備品の利用に係る経費は無料</p> <p>(2) 搬入・搬出および装飾に関わる経費など、(1)以外のすべての経費は使用者負担とする</p> <p>※使用に際しての搬入出および装飾等は使用者自身で行うこと</p> <p>※貸し出し備品を紛失した場合等は実費を弁償とする</p>
<b>使用許可基準について</b>	<p><b>申請が次項に該当するときは、許可をしないものとする</b></p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき</p> <p>(2) 販売の目的で展示、または展示するおそれがあるとき</p> <p>(3) 入場料またはその他の料金を徴収するとき</p> <p>(4) 当ギャラリーやリバーウォーク館内等、施設を損傷するおそれがあると認められるとき</p> <p>(5) その他ギャラリーの管理または運営に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p><b>施設利用の際の暴力団排除について</b></p> <p>劇場施設の使用が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）を利用するおそれがあるとわかった場合、使用団体が暴力団であるかどうかについて、関係官庁に照会を実施する。照会により、使用団体が暴力団であることが判明したときは、使用許可の取消しを行う。</p>

<b>使用許可の取り消しなど</b>	<b>使用者が次項に該当する時は、使用の許可を取り消し、使用を停止し、または使用許可の条件を変更する。この場合、使用者は北九州市および北九州市芸術文化振興財団に損失を求めるものとする</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 許可の条件に違反したとき</li> <li>(2) 承認された内容などを勝手に変更し、申込以外の目的でギャラリーを使用しようとしたとき</li> <li>(3) 使用者の名義を理由なく変更したとき、または権利を他に譲渡・転貸したとき</li> <li>(4) 当ギャラリーの設置の目的に反するとき</li> <li>(5) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき</li> <li>(6) この規程もしくはこれらに基づく処分に違反し、またはこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき</li> <li>(7) 「使用者遵守事項」(打合せ時に説明)を遵守していないとき</li> <li>(8) その他ギャラリーの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき</li> </ul>
--------------------	--

<b>展示物・手回品の管理及び損害の責任</b>	<b>(1) 使用期間中は、使用者がギャラリーに常駐し、展示物・手回品管理を行うこと</b> <b>(2) 設営・撤収時、使用期間中の展示物・手回り品の紛失、盗難、破損及び、その他いかなる事故が生じても、北九州市および北九州市芸術文化振興財団はその賠償の責めを負わない</b>
--------------------------	---

<b>使用受付</b>	<b>(1) 1年に2回、4月と10月の第一月曜日に受付・抽選を行う</b> <b>(2) 抽選結果の順位で使用日を決定</b>	
<b>4月抽選日</b>	<b>4月第1月曜日</b>	<b>使用期間：抽選日同年の10月1日～翌年3月31日の利用（利用初日が係る場合）</b>
<b>10月抽選日</b>	<b>10月第1月曜日</b>	<b>使用期間：抽選日翌年の4月1日～9月30日の利用（利用初日が係る場合）</b>
<b>抽選会場</b>	<b>北九州芸術劇場・小劇場</b>	
<b>抽選時間</b>	<b>抽選日当日 AM10:30 受付開始 抽選日当日 AM11:00 抽選開始</b>	
<b>抽選参加について</b>	<p><b>抽選参加は、1団体から1名のみ</b>            規定に違反した場合や違反が判明した場合、使用の許可を取り消し、使用を停止し、または使用許可の条件を変更する。            この場合、使用者は北九州市および北九州市芸術文化振興財団に損失を求めるものとする。</p>	
<b>キャンセル待ちについて</b>	<p><b>キャンセル待ちは抽選会後に随時受付</b>  <b>※使用者は使用者側の事情で展示が出来なくなった場合、速やかに北九州芸術劇場まで連絡をすること。</b></p>	

<b>抽選後の打合せについて</b>	<b>(1) 催事情報提出などのため、使用月の2ヶ月前に打ち合わせを行う</b> <b>(2) 展示に関する打合せは全て<u>担当者に連絡・実施</u>とする</b> <b>(3) 打合せには<u>使用申込書控え・抽選時配布書類一式</u>を持参すること</b>
<b>搬入・搬出について</b>	<b>(1) 搬入・搬出時はリバーウォーク駐車場（6～10階／車高制限 2.1M）などの一般駐車場の利用とする。（駐車料金は使用者負担）</b> <b>(2) 一般駐車場を利用して搬入出不可能な作品については原則展示不可</b> <b>(3) 搬入・搬出時にはリバーウォーク館内施設（壁・床・展示物など）や駐車車両、リバーウォークご利用のお客様に十分留意すること</b> <b>(4) 搬入出物の落下、接触などによる事故や負傷に対して北九州市および北九州市芸術文化振興財団はその賠償の責めを負わない</b> <b>(5) リバーウォーク周辺の路上への駐停車は厳禁とする</b>